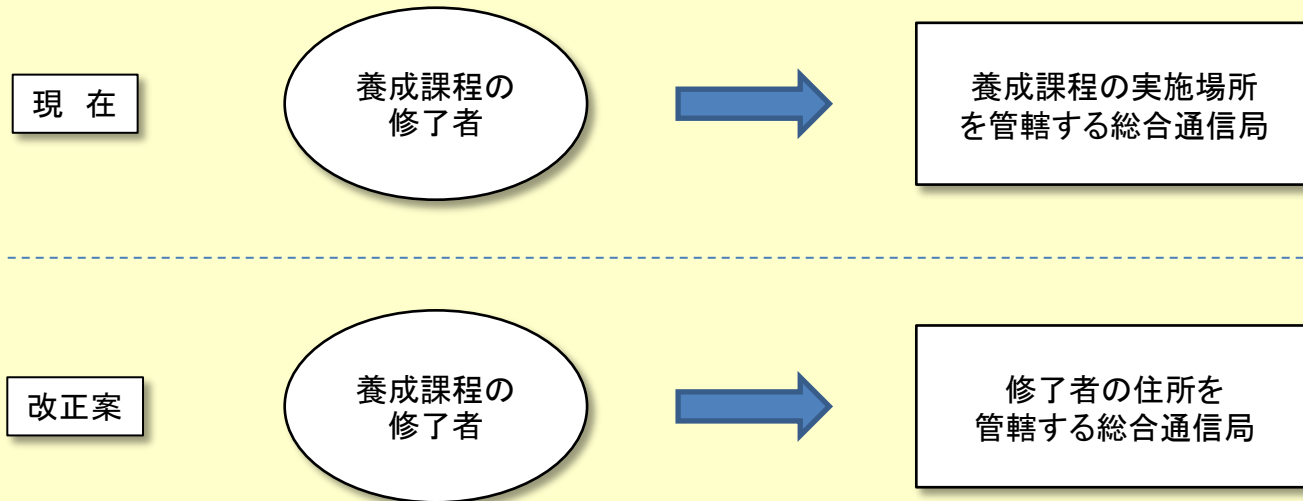


省令

(1) 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

ア 主任講習の期間について、免許人の負担軽減を図るため、無線局の免許に関する有効期間、無線局の定期検査の期間等を踏まえ、その期間の周期を「3年以内」から「5年以内」に延長します。

イ 多様なメディアを高度に利用する方法の導入により、遠隔地に住む者が養成課程を受講することが可能となるため、養成課程の修了者の免許に関する申請書の提出先を修了者の住所を管轄する総合通信局とします。



## ■改正案の概要(2/8)

(2) 無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)

ア 養成課程及び認定講習課程の授業(講習)形態を「同時受講型授業(講習)」と「異時受講型授業(講習)」の2つに分類し、授業(講習)科目別を実施できることとします。

<養成課程の例>

### 同時受講型授業

- ① 集合形式で講師が対面により行う授業(従来の形態)

### 多様なメディアを高度に利用する方法

- ② 電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う授業  
(例:TV会議システム、リアルタイム双方向遠隔講義)
- ③ 授業の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該授業を行う教室等以外の場所に対して同時に行う授業  
(例:衛星通信を利用した遠隔講義)

### 異時受講型授業

(任意の時間・場所で行う授業)

- ④ 電気通信回線を使用して、②及び③以外の方法により行う授業であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの  
(例:WBT、VOD)
- ⑤ 電磁的方法による記録に係る記録媒体を使用して行う授業であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの  
(例:DVDの教材を受講者に配布して行うもの)

# ■改正案の概要(3/8)

## <養成課程の実施例>

### 授 業 科 目 (第三級海上無線通信士の場合)

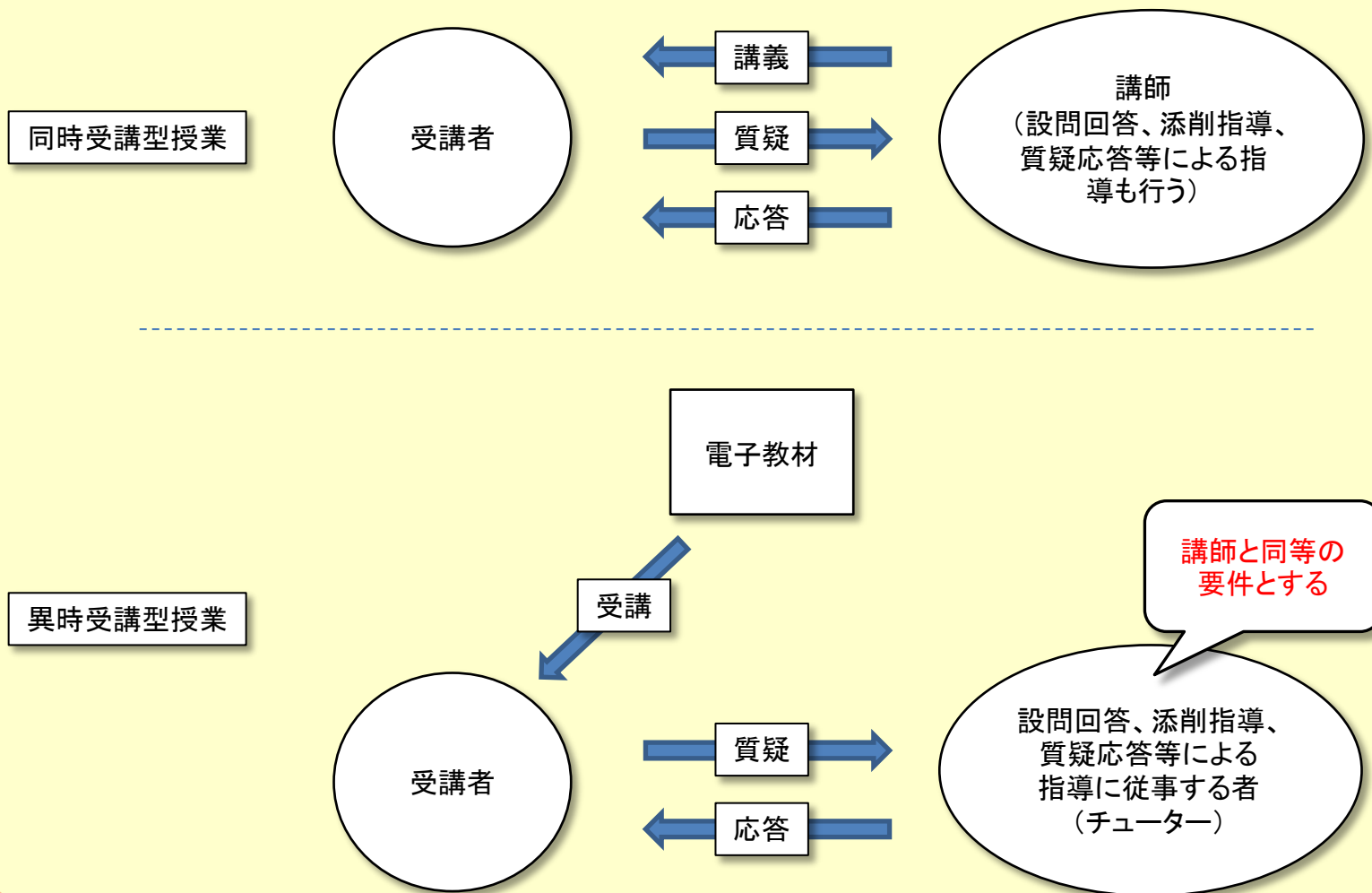
授業形態	無線工学	電気通信術	法規	英語
同時受講型 授業	同時 受講型 授業	同時 受講型 授業	同時 受講型 授業	同時 受講型 授業
異時受講型 授業	異時 受講型 授業	異時 受講型 授業	異時 受講型 授業	異時 受講型 授業
上記授業の併用 (授業科目別に 選択可能)	同時 受講型 授業	同時 受講型 授業	同時 受講型 授業	同時 受講型 授業
	同時 受講型 授業	同時 受講型 授業	同時 受講型 授業	異時 受講型 授業
	⋮	⋮	⋮	⋮
	異時 受講型 授業	異時 受講型 授業	異時 受講型 授業	同時 受講型 授業
	異時 受講型 授業	異時 受講型 授業	異時 受講型 授業	異時 受講型 授業

又は

又は

## ■改正案の概要(4/8)

イ 異時受講型授業(講習)において必要となる設問回答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者の要件を講師と同等とします。



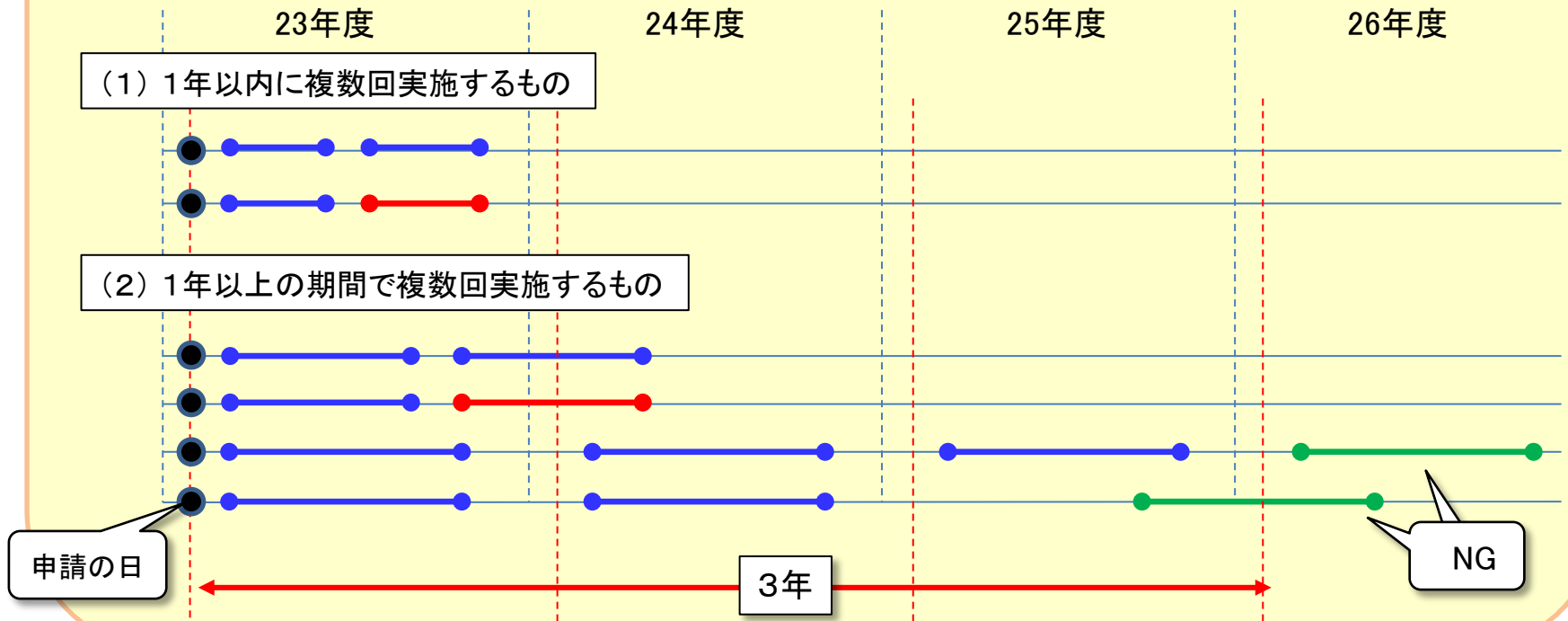
## ■改正案の概要(5/8)

ウ 養成課程等において、電磁的方法により作成した教科書の使用を可能とします。

エ 認定講習課程においても、養成課程同様、業務の一部を他の者に委託することを可能とするとともに、個人情報の保護の観点から、養成課程等の実施に係る業務の一部を委託する場合は、業務の範囲及び責任が明確であることを認定の基準とします。

オ 複数の養成課程を実施する際に申請手続を簡略できる養成課程は、「申請の日から3年以内に養成課程の実施の期間が満了するもの」とします。

<例>



※1 個々の養成課程の実施期間は、1年以内。

※2 傍線を青と赤で区別しているのは、異なる資格の養成課程であることを表す。

※3 緑色の傍線は、同時に申請することができない養成課程であることを表す。


## ■改正案の概要(6/8)

カ 異時受講型授業(講習)における申請及び報告事項を定めることとします。

また、当該授業の場合は、養成課程の終了前に当該養成課程の修了者が免許申請を行う場合が想定されるため、養成課程の終了後のほか、受講者が養成課程を修了した際に修了者の報告を行うものとします。

### 同時受講型授業の場合

※受講者全員が同時に同じ授業を受けるため、受講者の修了日は同じ。



養成課程の  
終了報告(修了者  
の報告を含む。)

### 異時受講型授業の場合

※任意の時間に受講するため、受講者ごとに修了日が異なる。



修了者の報告

養成課程の  
終了報告

キ 養成課程等の受講を促すため、現に認定している養成課程及び認定講習課程をインターネットにより公表することとします。

ク 主任講習において、異時受講型講習による実施を可能とします。

ケ 異時受講型授業(講習)における授業(講習)時間については、実際に要する時間ではなく、当該授業(講習)時間の学習を必要とする内容をもって授業内容を構成するものとします。

コ その他規定の整備を行います。

### 告示

- (1) 平成2年郵政省告示第250号(無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件)  
試験は科目別に電子計算機に解答を入力する方法又は筆記により行う(次頁参照)こととし、電子計算機に解答を入力する方法の実施方法を定めることとします。
- (2) 平成2年郵政省告示第319号(認定講習課程の修了試験の方法を定める件)  
養成課程同様、試験は科目別に電子計算機に解答を入力する方法又は筆記により行うこととし、電子計算機に解答を入力する方法の実施方法を定めることとします。
- (3) 平成5年郵政省告示第553号(無線従事者養成課程の実施要領を定める件)  
異時受講型授業の場合の実施要領を定めることとし、その内容は、受講者の進捗状況を管理し適宜指導を行うこと、修得状況を確認するための模擬試験等を実施すること、十分なセキュリティ対策を講じること等とします。
- (4) 平成24年総務省告示第3号(認定講習課程について別に告示する要件及び講習時間並びに実施要領を定める件)  
異時受講型講習の場合の実施要領を定めることとし、その内容は、養成課程と同様のものとします。

### 訓令

電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)  
多様なメディアを高度に利用する方法の導入に係る省令等の改正に伴い、規定の整備を行います。

# ■改正案の概要(8/8)

## <養成課程の試験の実施例>

### 試験科目 (第三級海上無線通信士の場合)

無線工学

電気通信術

法規

英語

筆記

筆記

筆記

筆記

又は

筆記

筆記

筆記

電子計算機に解答を入力する方法

⋮

⋮

⋮

⋮

電子計算機に解答を入力する方法

電子計算機に解答を入力する方法

電子計算機に解答を入力する方法

筆記

又は

電子計算機に解答を入力する方法

電子計算機に解答を入力する方法

電子計算機に解答を入力する方法

電子計算機に解答を入力する方法

※ 授業形態は問わない